

平成30年3月4日

生活環境文化部 自然保護課
担当者 様

札幌市西区八軒8条東5丁目4-8
北海道アオサギ研究会
代 表 松長克利

氷見市虻が島のアオサギ追い払いに係る捕獲許可に関する要望

北海道アオサギ研究会は、北海道を拠点にアオサギの生態および保全に関わる調査研究を行っている市民団体です。基本的に道内を拠点に活動していますが、人との間に起こる種々のトラブルや駆除については全国規模で情報収集を行い、必要に応じて関係機関への提言や要望を行っています。

さて、昨年、虻が島において植生を保護する目的で猛禽を使ったアオサギの追い払いが行われたことをご承知のことと思います。当研究会では、同島でアオサギが問題視されるようになった十数年前から行政や市民の対応に注目しており、今回の件についても各種メディアからの情報収集のほか、氷見市教育総務課へも電話にて問い合わせを行っています。この結果、猛禽によるアオサギ成鳥への危害はないものの、追い払いによってヒナが死亡している可能性があることが分かりました。これについては同課も認めており、そうした状況を見越した上で県からヒナの捕獲許可をとっていると聞いています。当研究会としては、猛禽による追い払いそのものについては反対いたしません。しかし、追い払いの結果、ヒナが死亡する可能性があることに関しては、不当であり容認できないとの考えです。

については、今シーズン、市から再び捕獲申請があった場合、これを許可されないよう要望いたします。以下に当要望の論点と当研究会の考え方を記します。

ご承知のとおりアオサギは晩成性の鳥で、ふ化後も一定期間、巣を離れず親の世話を必要とします。このためその期間中に何らかの理由で親鳥が巣に戻らなくなると、ヒナは自活することができず、巣の中で餓死するか捕食者に襲われるのを待つしかありません。「鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針」においては、「Ⅲ-第四-3-1-(1)捕獲物又は採取物の処理等」の項で、捕獲個体を致死させる場合は「できる限り苦痛を与えない方法」で行うことが求められています。厳密に解釈すれば、ここで言及されているのは捕獲された個体であって残されたヒナは対象外となります。しかし、条項の主旨を理解すれば両者を区別する理由はなく、巣に残されたヒナについても捕獲個体と同等の基準が適用されるとみるのが妥当と考えます。残されたヒナが餓死や捕食により大変な苦痛を受けるであろうことは想像に難くありません。この点において、虻が島で行われている追い払いは指針の規定に反するものであると考えます。

こうした事態は追い払いの時期を前倒しすれば簡単に防ぐことのできるものです。アオサギは産卵の前後で巣に対する執着の度合いが大きく変わります。そのため、通常は比較的執着しない産卵前の時

期に追い払いを行うのが効果的です。また、鳥獣保護法に成鳥やヒナだけでなく卵も損傷してはならないとの規定があるのは周知のとおりで、この規定を遵守するためには飛来直後から産卵前までに追い払いを行う必要があります。ところが、昨年の虻が島ではそうした通常の方法がとられず、敢えてヒナのいる遅い時期に作業が行われています。これについては市への問い合わせで、春先の海が荒れるため作業日が調整しづらいこと、および予算時期の都合が理由であるとの回答がありました。しかし、これらはいずれも人間側の都合であり、解決不可能な問題とは言えません。とりわけ予算の都合に至ってはまったく理由にならないと考えます。これらの理由は動物の命を甚だしく軽視したものと云わざるを得ず、到底認めることはできません。

虻が島からアオサギを追い払う理由は、アオサギのフン等の影響から希少な植生を保護することであると伺っております。植生の保護については、鳥獣保護法でも「生態系に係る被害の防止」目的での駆除が認められているところであり、今回の追い払いはこの規定に沿ったものと理解しています。つまり、虻が島のアオサギは本来の生態系から外れた異物とみなされていると考えられます。しかし実際は、アオサギは紛れもなく生態系の正規の構成員であり、これは虻が島においても同様です。外来種や、あるいは捕食者がいなくなり異常に増えすぎた種が関わるものであれば、それを生態系への被害とみなすことは可能ですが、アオサギはそうした種とは明かに異なります。現在の環境に適応し、生態系のいるべき位置にいるのが現在のアオサギの状況です。島の希少な植物への被害を避けたいという気持ちはよく分かりますが、アオサギが生態系の自然な一部である以上、追い払いは「生態系に係る被害の防止」どころか、むしろ生態系の自然な遷移を人為的に攪乱する行為に当たると考えます。もっとも、この考え方は多少ラジカルにすぎる嫌いがありますので、これを理由に追い払いを否定するつもりはありません。ただ、追い払いが計画される場合には、アオサギも生態系の正当な一員であるという点が十分に考慮されるべきであると考えます。

もちろん、仮に「生態系に係る被害の防止」を追い払いの目的として認めた場合でも、許容できるのは飽くまで成鳥の追い払いであってヒナを殺傷することではありません。今回の追い払いは、端的に言えば、植物の保護と引き替えにアオサギのヒナの命を差し出させるものだといえます。希少な植物の保護の重要性については十分理解していますが、その保護のためにヒナを犠牲にすることにはいかなる正当な理由も認められません。もっとも、生態系の論理のみを重視する考え方であれば、これもあるいは正当化できるかもしれません。しかし、現代の鳥獣保護行政が目指すべきは動物倫理にも十分に配慮した施策であり、生態系原理主義のような極端な考え方に基づくものではあってはならないと考えます。

以上の理由から、虻が島での追い払いによるヒナの犠牲は不当であり、市から昨年同様の捕獲申請があった場合にはこれを許可されないことを強く要望します。

なお、当事案は野生動物の保護について、その考え方の核心が問われているのであり、行政と市民の間でコンセンサスをつくっていく上で極めて重要度の高い問題であると認識しています。ついては、貴県の今後のご対応についてご回答くださいますようお願いいたします。なお、同趣旨の要望書を市にも提出してありますことを申し添えます。